

## シリーズ お温習い（おさらい）しましょう！

### じんじいん じんじ いんかい しゅうとう 第10回 「人事院と人事委員会と秋闘」

#### 人事院

行政に従事する職員の人事は、情実（私情）や縁故によることなく、能力本位で公正に行う必要があります。これによって憲法の定める国民全体の奉仕者としての公務員の基本的性格が維持されます。そのため、人事のルール（基準）は政治的に中立な機関が定めることが適切と考えられています。また、公務員は労働基本権が制約され、労使交渉により勤務条件を決定することができないので、使用者と職員団体（組合）とは別の第三者が勤務条件の決定に関与して、職員の利益を保護する必要があります。人事院は、そのような要請に基づいて設置された機関で、内閣の所轄の下に置かれ独立して職権を行使できる「行政委員会」とされています。このような意味で人事院は「中立第三者機関」と呼ばれています。

人事院は、国会と内閣に対して国家公務員の給与改定にかかわる勧告を行う。

目的：官民格差是正のため



これを人事院勧告と言い、2019年度の給与改定に関わる勧告は8月7日に行われました。

#### 人事委員会

地方公務員法に基づき地方公共団体に置かれる人事行政に関する独立行政委員会です。議会の同意を得て長が選任する3人の委員で構成され、国における人事院にあたり、任命権者から独立した権限を有します。都道府県および政令指定都市にはかならず設置され、国と同じく公正・中立の立場で地方公務員の給料表改訂の勧告などの行政的権限があります。

#### 秋闘

私たち地方公務員の給与等の闘争は、人事院勧告を受けて、人事委員会勧告が出されるまで、そしてその勧告を県が確実に実行することを求める確定闘争まで続きます。

- 8月21日 地公共闘（第2回でお温習いしました）県人事委員会に要請書提出
- 9月20日 県人事委員会事務局長交渉：交渉団支援のために県庁座り込み行動
- 10月1日 県人事委員会長交渉：交渉団支援のために県庁座り込み行動
- 10月7日 県人事委員会勧告が県知事と県議会に宛に提出される
- 10月下旬頃 県人事課長交渉：交渉団支援のために県庁座り込み行動
- 11月上旬頃 県総務部長交渉
- その後 県議会で可決され決定

人事院・人事委員会は、政治的に中立な立場で勧告を行うのが本来のあり方です。県人事委員会は、国準拠や他県均衡を持ち出すことなく、岩手県の公務員の生活の実情に沿った勧告をしているのか、検証することが必要です。